

継続

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙備発第28号、丙備企発第128号
丙生企発第75号、丙保発第14号
平成31年3月29日
警察庁警備局長
警察庁生活安全局長

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通達）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第44号。以下「改正法」という。）は、平成17年5月20日に公布され、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成17年政令第332号）により、同年12月1日から施行されることとなった。

また、同法の施行等に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第333号）は同年11月2日に、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第102号）、核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第103号）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第104号）、使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第105号）、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則の一部を改正する省令（経済産業省令第106号）、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第107号）、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第108号）及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第109号）は同年11月22日に、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する省令（平成17年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第1号）、核燃料物質の受託貯蔵に関する規則の一部を改正する省令（平成17年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部を改正する省令（平成17年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第4号）は同年11月24日に、核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成17年内閣府令第105号）、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部を

改正する省令（平成17年文部科学省令第51号）、核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する省令（平成17年文部科学省令第52号）及び核原料物質の使用に関する規則の一部を改正する省令（平成17年文部科学省令第55号）は同年11月30日に、航空法施行規則等の一部を改正する省令（平成17年国土交通省令第110号）は同年12月1日に、それぞれ公布され、同年12月1日から（一部の規定については平成18年6月1日から）施行されることとなった。

これらの改正のうち、警察運営に係る改正の趣旨、概要及び留意事項は別紙のとおりであるので、その内容を了知の上、関係事務の運営に遺憾のないようにされたい。

【継続措置状況】

初回発出日：平成17年12月1日

（有効期間：平成31年3月31日）

別紙

(凡例)

- 「法」 : 改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）
- 「令」 : 改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）
- 「研究炉規則」 : 改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）
- 「燃料規則」 : 改正後の核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号）
- 「製錬規則」 : 改正後の核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和32年総理府・通商産業省令第1号）
- 「加工規則」 : 改正後の核燃料物質の加工事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号）
- 「原料規則」 : 改正後の核原料物質の使用に関する規則（昭和43年総理府令第46号）
- 「再処理規則」 : 改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号）
- 「届出府令」 : 改正後の核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和53年総理府令第48号）
- 「廃棄規則」 : 改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部を改正する省令（昭和53年総理府令第56号）
- 「外運搬規則」 : 改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）
- 「実用炉規則」 : 改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に対する規則（昭和53年通商産業省令第77号）
- 「運搬規則」 : 改正後の核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）
- 「埋設規則」 : 改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号）
- 「管理規則」 : 改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号）
- 「開発炉規則」 : 改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号）
- 「受託規則」 : 改正後の核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成12年総理府令第125号）
- 「貯蔵規則」 : 改正後の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号）

第1 改正の趣旨

平成11年6月、国際原子力機関（IAEA）は、核物質防護に関するガイドラインである「核物質防護に関する勧告」を改訂し、各国に示した。

これを受け、我が国も、同改訂を踏まえた核物質防護措置を講ずることについて検討を進めてきたところであるが、平成13年9月に発生した米国における同時多発テロ事件以降、より厳しさを増している核物質防護をめぐる状況に的確に対応し、我が国の原子力施設の防護水準を国際的に遜色のない水準にまで引き上げるため、速やかに同改訂を踏まえた核物質防護措置を講ずるべきとの機運が高まり、平成16年12月に内閣官房長官を本部長とする国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部が決定した「テロの未然防止に関する行動計画」においても、核物質防護対策の強化を図るため核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正案を平成17年の通常国会に提出することが盛り込まれたところである。

これらを踏まえ、原子力事業者等に対し、核物質防護規定の遵守の状況に関する国の検査の受検及び特定核燃料物質の防護に関する秘密の保持を義務付けること等をその内容とする改正法が制定されるとともに、同法の施行等に伴い、所要の関連規定の整備がなされたものである。

第2 改正の概要

1 法関係

(1) 核燃料物質の防護に関する規定の整備

ア 核物質防護規定の遵守に関する検査

(ア) 事業者等は、核物質防護規定の遵守状況について、主務大臣が定期に行う検査を受けなければならないものとされた。

(イ) (ア) の検査に当たっては、主務大臣の指定するその職員は、事業者等の事務所又は工場若しくは事業所への立入り、帳簿等の検査、関係者に対する質問又は特定核燃料物質等の試料の提出（試験のために必要な最小限度の量に限る。）をさせることができるものとされた。

〔法第12条の2第5項から第8項、第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項関係〕

イ 核物質防護検査官

文部科学省及び経済産業省に、核物質防護検査官を置き、アの検査に関する事務に従事するものとされた。（法第67条の2関係）

ウ 特定核燃料物質の防護に関する秘密保持義務

原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。）及び国又は原子力事業者等から防護に関する業務を委託された者並びにその従業者等並びに国又は地方公共団体の職員等は、業務上又は職務上知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならないものとされた。

（法第68条の3関係）

エ 国家公安委員会等からの意見聴取

主務大臣は、核物質防護規定の認可をする場合においては、あらかじめ国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見を聴かなければならないものとされた。(法第72条第1項関係)

オ 意見陳述のための立入検査

国家公安委員会又は海上保安庁長官は、核物質防護に関する規定の運用に関する主務大臣への意見陳述のために必要な限度において、その職員(国家公安委員会にあっては、警察庁の職員)に、原子力事業者等の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができるものとされた。(法第72条第3項関係)

(2) その他の規定の整備

ア 事業の廃止等に関する規定の整備

(ア) 事業の廃止等に伴う措置

事業者等は、その事業等を廃止しようとするときは、あらかじめ、廃止措置計画を定め、主務大臣の認可を受けなければならないものとするとともに、同計画に従って廃止措置を講じ、その措置が終了したときは、主務大臣の確認を受けなければならないものとされた。また、この確認を受けるまでは、これらの事業者に係る指定又は許可は失効しないものとされた。

〔法第12条の6、第22条の8、第43条の3の2、第43条の27、第50条の5、第51条の25及び第57条の6関係〕

(イ) 指定又は許可の取消し等に伴う措置

旧事業者等(事業の指定又は許可が取り消された事業者等又は事業者等が解散し、若しくは死亡した場合において、承継がなかったときの清算人若しくは破産管財人等をいう。)は、保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置等の規定の適用については、(ア)の主務大臣の確認を受けるまでの間は、なお、事業者等とみなすものとされた。

〔法第12条の7、第22条の9、第43条の3の3、第43条の28、第51条、第51条の26、第57条の7関係〕

イ 放射能濃度についての確認等に関する制度の規定の整備

原子力事業者等は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射性濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして主務省令で定める基準を超えないことについて、主務大臣の確認を受けることができるものとされるとともに、その確認を受けた物は、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令の適用については、核燃料物質によって汚染された物ではないものとして取り扱うものとされた。(法第61条の2関係)

ウ 主務大臣等への報告に関する規定の整備

原子力事業者等は、施設等に関し人の障害が発生した事故その他の主務省令で定める事象が生じたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、事象の

状況その他の主務省令で定める事項を主務大臣（法第59条第5項の規定による運搬の届出をした場合については、都道府県公安委員会）に報告しなければならないものとされた。（法第62条の3関係）

2 令関係

法第72条第1項の規定による主務大臣から国家公安委員会への意見聴取及び同条第2項の規定による国家公安委員会から主務大臣への意見陳述に係る規定が整備され、国家公安委員会については、従前どおり、すべての原子力事業者等に係る事業所等が意見聴取及び意見陳述の対象とされた。（令第63条関係）

なお、主務大臣から海上保安庁長官への意見聴取及び海上保安庁長官から主務大臣への意見陳述に係る事業所等の範囲が拡大され、これを主務大臣が告示（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示（平成17年経済産業省告示第299号）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示（平成17年文部科学省告示第162号））で定めるものとされた。

3 府省令関係

(1) 施設関係府省令

ア 核物質防護に関する規定の整備

(ア) 防護措置に係る改正

a 区分関係

いわゆる特定核燃料物質区分Ⅱに係る再処理施設、実用発電用原子炉、発電用研究開発段階炉及び使用済燃料貯蔵施設の防護措置については、いわゆる特定核燃料物質区分Ⅰに係る施設の防護措置と同等のものとされた。

〔再処理規則第16条の3第1項、実用炉規則第15条の3第1項、開発炉規則第35条第1項及び貯蔵規則第36条第1項関係〕

b 防護措置関係

(a) 防護区域及び周辺防護区域の出入管理に当たって行われる金属及び特定核燃料物質の検知を、特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、常時立入者に対しても行うものとされた。

(b) 出入口の施錠に加え、人の侵入を検知し、表示する装置を設置するものとされた。

(c) 防護のための連絡手段の確保のため、見張人が常時監視を行うための詰所を設置するものとされた。

(d) 核物質防護秘密の範囲及び当該秘密を業務上知り得る者を指定し、管理方法を定めることにより、漏えいの防止を図るものとされた。

(e) 主務大臣が別に定める妨害破壊行為等の脅威（以下「設計基礎脅威」という。）に対応した防護措置を実施するものとされた。

(f) 防護措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づ

き必要な改善を行うこととされた。

研究炉規則第14条の3第6項、燃料規則第3条の3第6項、製錬規則第6条の2第2項、加工規則第7条の9第2項、再処理規則第16条の3第2項、実用炉規則第15条の3第2項、管理規則第33条の2第2項、開発炉規則第35条第2項、受託規則第3条第2項及び貯蔵規則第36条第2項関係

(イ) 核物質防護規定に係る改正

a 記載事項の追加

核物質防護規定の記載事項として、緊急時対応計画に関する事、設計基礎脅威に対応するために講ずる防護措置に関する事、防護措置についての定期的な評価及び改善に関する事並びに特定核燃料物質の防護に関する記録に関する事が追加された。

研究炉規則第16条の2、燃料規則第3条の4、製錬規則第7条の3、加工規則第9条、再処理規則第9条、実用炉規則第19条の2、管理規則第35条の2、開発炉規則第41条及び貯蔵規則第41条関係

b 検査

(a) 核物質防護検査を毎年1回行うものとされた。

(b) 検査に必要な事項として、事務所等への立入り、帳簿類の検査、従業員への質問等ができるものとされた。

研究炉規則第16条の2の2、燃料規則第3条の4の2、製錬規則第7条の3の2、加工規則第9条の1の2、再処理規則第19条の1の2、実用炉規則第19条の2の2、管理規則第35条の2の2、開発炉規則第41条の2及び貯蔵規則第41条の2関係

(ウ) 記録に係る改正

見張人による巡視の状況、防護のために必要な設備及び装置の点検及び保守の状況、教育及び訓練の実施状況等防護措置に関して、所定の場合に記録し、所定の期間保存しなければならないものとされた。

研究炉規則第6条第1項、燃料規則第2条の11、製錬規則第6条第1項、加工規則第7条第1項、再処理規則第8条第1項、実用炉規則第7条第1項、管理規則第26条第1項、開発炉規則第25条第1項及び貯蔵規則第27条第1項関係

イ その他の規定の整備

核燃料物質の盗取又は所在不明、原子炉施設の故障、防護対象特定核燃料物質の運搬の妨害等事故故障等が生じたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、主務大臣に報告することとされた。

研究炉規則第16条の14、燃料規則第6条の10、製錬規則第7条の7、加工規則第9条の16、原料規則第5条、再処理規則第19条の16、廃棄規則第5条の2、実用炉規則第19条の17、埋設規則第22条の13、管

理規則第26条第1項、開発炉規則第43条の14、受託規則第6条の10
及び貯蔵規則第43条の13関係

(2) 運搬関係府省令

ア 核物質防護に関する規定の整備

(ア) 設計基礎脅威に対応した防護措置

主務大臣が別に定める設計基礎脅威に対応した防護措置を実施するものとされた。(運搬規則第17条の2第7項関係)

(イ) 緊急時対応計画の作成

設計基礎脅威による妨害破壊行為等が行われるおそれがあり、又は行われた場合において、迅速かつ確実に対応ができるように緊急時対応計画を作成するものとされた。(運搬規則第17条の2第5項関係)

(ウ) 情報管理

a 運搬規則

核物質防護秘密の範囲及び当該秘密を業務上知り得る者を指定し、管理方法を定めることにより、漏えいの防止を図るものとされた。(第17条の2第6項関係)

b 外運搬規則

防護措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外に知られることがないよう管理するものとされた。(第13条の3関係)

イ その他の規定の整備

(ア) 届出府令

核燃料物質等の盗取又は所在不明が生じること、防護対象特定核燃料物質の運搬が妨害されること等の事象が生じたときは、その旨を直ちに運搬の届出を受理した都道府県公安委員会に報告し、かつ、当該事象が生じた日から10日以内に、当該事象が生じた日時及び場所、当該事象の状況並びに当該事象の発生に際してとられた措置を記載した報告書を当該都道府県公安委員会に提出しなければならないものとされた。(第8条関係)

(イ) 外運搬規則

核燃料物質の盗取又は所在不明、核燃料物質の異常な漏えい、核燃料物質等の運搬に関し人の障害が発生し又は発生するおそれがあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に、主務大臣に報告するものとされた。(第17条の6関係)

第3 留意事項

1 原子力事業者等との連携

本改正を踏まえ、核物質防護等の実施に当たり、より一層、原子力事業者等との連携を図ること。

2 警備部門と生活安全部門の連携

従前より、法に関する事務運営に当たっては、警備部門と生活安全部門との密接な連携によりこれを行ってきたところであるが、核物質防護の強化等を主な内容とする本改正並びに「警備業法の一部を改正する法律等の施行について（通達）」（平成17年11月18日付け警察庁丙生企発第103号）によりその趣旨及び概要を示達した警備業法の改正及び警備員等の検定等に関する規則の制定を踏まえ、より一層、警備部門と生活安全部門の連携を図ること。

3 警察庁及び関係都道府県警察との連携

本改正により、主務大臣に対する国家公安委員会（警察庁）の関与が強化されたことを踏まえ、警察庁との連携を強化するとともに、一の原子力事業者等が複数の都道府県において原子力施設を設置している場合があることを踏まえ、より一層、関係都道府県警察との連携を図ること。